

# 令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	30	府省庁名 <u>国土交通省</u>
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">固定資産税</span> 事業所税 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">その他</span> （都市計画税）	
要望項目名	物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した倉庫用建物等の事業用資産に係る所要の措置	
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」（以下「物流総合効率化法」という。）に基づく物流効率化のための計画（以下「総合効率化計画」という。）の認定を受けた者が、同計画に基づき取得した事業用資産（以下「特定流通業務施設等」という。）について課税標準を以下のとおり軽減。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 倉庫に係る固定資産税・都市計画税の課税標準を5年間1/2</li> <li>・ 附属機械設備に係る固定資産税の課税標準を5年間3/4</li> </ul> </li> <li>・ 特例措置の内容 上記特例を延長するとともに、物流総合効率化法の改正を前提に「物流2024年問題」等の社会情勢の急激な変化に的確に対応できるよう、税制上の所要の措置を講じる。</li> </ul>	
関係条文	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;">                     地方税法附則第15条第1項                      地方税法施行令附則第11条第1項～第3項                      地方税法施行規則附則第6条第1項～第9項                      流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第2条、第4条、第7条                 </div>	
減収見込額	[初年度] — ( — ) [平年度] — ( — ) [改正増減収額] — (単位：百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>2024年度からのトラックドライバーへの時間外労働の上限規制の適用などの物流をめぐる社会情勢の変化に対応するため、物流施設の整備・機能強化を推進し、荷待ち時間が発生しない省労働力型の物流体系の構築を目指すとともに、サプライチェーン全体の徹底した最適化を図る。また、これにより我が国経済の持続的な成長と安定的な国民生活の維持を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>物流は国民生活や経済活動を支える不可欠な社会インフラであるが、人手不足や長時間労働等による厳しい労働環境などの様々な課題が深刻化している。このような状況を受け、2024年度にトラックドライバーへの労働時間規制の見直しが行われるが、これに伴い物流が停滞するおそれがあるという、いわゆる「物流2024年問題」に直面している。</p> <p>トラックドライバーの長時間労働の大きな要因としてあげられるのが、車両の集中や倉庫内作業の遅れ等により発生する荷待ち時間である。このため、サプライチェーンの結節点として重要な役割を果たす倉庫が荷待ち時間の削減を含めた流通業務の合理化を一層推進することが強く求められているところ。</p> <p>また、「物流革新に向けた政策パッケージ（令和5年6月2日我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議決定）」においては、「サプライチェーンの結節点として重要な役割を果たす営業倉庫が2024年問題等の社会情勢の急激な変化に的確に対応できるよう、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号）の計画認定制度に関し効果的な見直しを行い、物流GX・DX設備等の導入に加え、物流施設の整備・機能強化を推進する。」とされており、荷主や倉庫業者を含む物流事業者における物流負担の軽減に向けた規制的措置等の導入が検討されているところ。</p>	

	<p>このような規制的措置等に合わせて、本特例措置に係る税制上の所要の措置を講じることにより、さらなる物流施設の整備・機能強化を推進し、荷待ち時間が発生しない省労働力型の物流体系の構築を図り、「物流 2024 年問題」の課題に対して取り組むことが必要である。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標 19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の促進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する。
	政策の達成目標	総合物流施策大綱（2021年度～2025年度）（令和3年6月15日閣議決定） ●新設倉庫における荷待ち発生率 【2020年度 約25% → 2025年度 0%】 ●物流総合効率化法による認定件数（輸送網の集約） 【2020年度 141件 → 2025年度 330件】
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間（令和6年度及び令和7年度）
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	特定流通業務施設の整備に当たっては、多額の設備投資資金が必要となる一方、投資の回収にも時間を要するため、倉庫事業者は倉庫を新設する際に荷待ち時間の削減に資する設備の導入に踏み切ることが出来ない。そのため、本特例措置の効果により、初期投資の負担を軽減し、キャッシュフローを改善させることにより、倉庫新設時にトラック予約受付システム等を導入するインセンティブとなっている。 本特例措置により、輸送フローにおける労働生産性の向上が図られた特定流通業務施設の整備が促進される。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	・ 自立型ゼロエネルギー倉庫モデル促進事業（令和6年度予算概算要求額：400百万円）自立型ゼロエネルギー倉庫モデル促進事業（令和6年度予算概算要求額：40百万円） ・ 物流業務自動化設備導入支援（令和6年度予算概算要求額：200百万円） ・ 新技術活用によるサプライチェーン全体輸送効率化・非化石転換推進事業（令和6年度予算概算要求額：6,200百万円）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	予算上の措置は庫内作業フロー改善等により、物流施設側の作業の平準化や人手不足を補うこと等に資するものである。一方で本特例措置は適用要件であるトラック予約受付システム等の導入により、トラックドライバーの荷待ち時間削減を図るものである。
	要望の措置の妥当性	本特例措置の適用は、物流総合効率化法の認定を受けた総合効率化計画に基づき、倉庫用建物等を新たに取得した事業者に限定していることから、荷待ち時間が発生しない省労働力型の物流体系を構築するためのインセンティブを与えるという政策目的に照らして、適切かつ必要最低限の措置であるといえる。

税負担軽減措置等の適用実績	—																																				
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—																																				
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—																																				
前回要望時の達成目標	<p>「総合物流施策大綱（2021年度～2025年度）（令和3年6月15日閣議決定）」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●特定流通業務施設の整備を伴う総合効率化計画の認定件数 141件（2020年）→330件（2025年）</li> <li>●物流業務の自動化・機械化やデジタル化により、物流DXを実現している物流事業者*の割合</li> </ul> <p>*物流業務の自動化・機械化やデジタル化により、従来のオペレーションの改善や働き方改革などの効果を定量的に得ている事業者をいう。 【70%（2025年度）】</p>																																				
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—																																				
これまでの要望経緯	<table border="0"> <tr> <td>平成14年度</td> <td>延長</td> <td>臨港地区の倉庫等でデータ交換システム等を備えていない倉庫等を対象から除外</td> </tr> <tr> <td>平成16年度</td> <td>延長</td> <td>保税蔵置場・港湾上屋の課税標準を5/6に引下げ</td> </tr> <tr> <td>平成17年度</td> <td>延長</td> <td>対象施設の要件の見直し・保税蔵置場を対象から除外</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>延長</td> <td>港湾上屋については一般港湾運送事業者が取得したものに限定</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>延長</td> <td>立地要件に鉄道貨物駅周辺を追加・港湾上屋の課税標準を7/8に引下げ</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>延長</td> <td>立地要件の見直し・鉄道駅周辺を対象から除外 対象施設の見直し・物流施設（港湾上屋）を対象から除外</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>延長</td> <td>災害要件の追加・貯蔵槽倉庫の規模要件の見直し</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>延長</td> <td>対象施設の規模要件の見直し</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>延長</td> <td>2以上の者の連携等、改正物流総合効率化法の見直し</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>延長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>延長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>延長</td> <td>要件追加</td> </tr> </table>	平成14年度	延長	臨港地区の倉庫等でデータ交換システム等を備えていない倉庫等を対象から除外	平成16年度	延長	保税蔵置場・港湾上屋の課税標準を5/6に引下げ	平成17年度	延長	対象施設の要件の見直し・保税蔵置場を対象から除外	平成19年度	延長	港湾上屋については一般港湾運送事業者が取得したものに限定	平成21年度	延長	立地要件に鉄道貨物駅周辺を追加・港湾上屋の課税標準を7/8に引下げ	平成23年度	延長	立地要件の見直し・鉄道駅周辺を対象から除外 対象施設の見直し・物流施設（港湾上屋）を対象から除外	平成25年度	延長	災害要件の追加・貯蔵槽倉庫の規模要件の見直し	平成27年度	延長	対象施設の規模要件の見直し	平成28年度	延長	2以上の者の連携等、改正物流総合効率化法の見直し	平成30年度	延長		令和2年度	延長		令和4年度	延長	要件追加
平成14年度	延長	臨港地区の倉庫等でデータ交換システム等を備えていない倉庫等を対象から除外																																			
平成16年度	延長	保税蔵置場・港湾上屋の課税標準を5/6に引下げ																																			
平成17年度	延長	対象施設の要件の見直し・保税蔵置場を対象から除外																																			
平成19年度	延長	港湾上屋については一般港湾運送事業者が取得したものに限定																																			
平成21年度	延長	立地要件に鉄道貨物駅周辺を追加・港湾上屋の課税標準を7/8に引下げ																																			
平成23年度	延長	立地要件の見直し・鉄道駅周辺を対象から除外 対象施設の見直し・物流施設（港湾上屋）を対象から除外																																			
平成25年度	延長	災害要件の追加・貯蔵槽倉庫の規模要件の見直し																																			
平成27年度	延長	対象施設の規模要件の見直し																																			
平成28年度	延長	2以上の者の連携等、改正物流総合効率化法の見直し																																			
平成30年度	延長																																				
令和2年度	延長																																				
令和4年度	延長	要件追加																																			